

処理施設の敷地の位置

設置者	敷地の位置	敷地面積	備考
エコクリーン株式会社 代表取締役 山崎 忠一	茂原市下太田字駒形 1311 番 1、1297 番 1、1297 番 3 の一部、1316 番 2、1318 番 の一部、1319 番、1320 番の 一部、1321 番 1、1321 番 2、 1328 番 1、字五陵 1337 番の 一部、1346 番の一部	14,945.56 m ²	用途地域の 指定のない 区域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

(理由)

本敷地は、JR 外房線本納駅から南西に約 2.4 キロメートル離れた位置にあり、用途地域の指定のない区域に位置している。

施設は幅員 7.2 メートルの市道に接しており、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

計画概要書

1 施設の種類 産業廃棄物処理施設

2 施設の処理能力 破砕施設 3基

《既設》破砕施設①-1, 2 木くず 190.00t/日

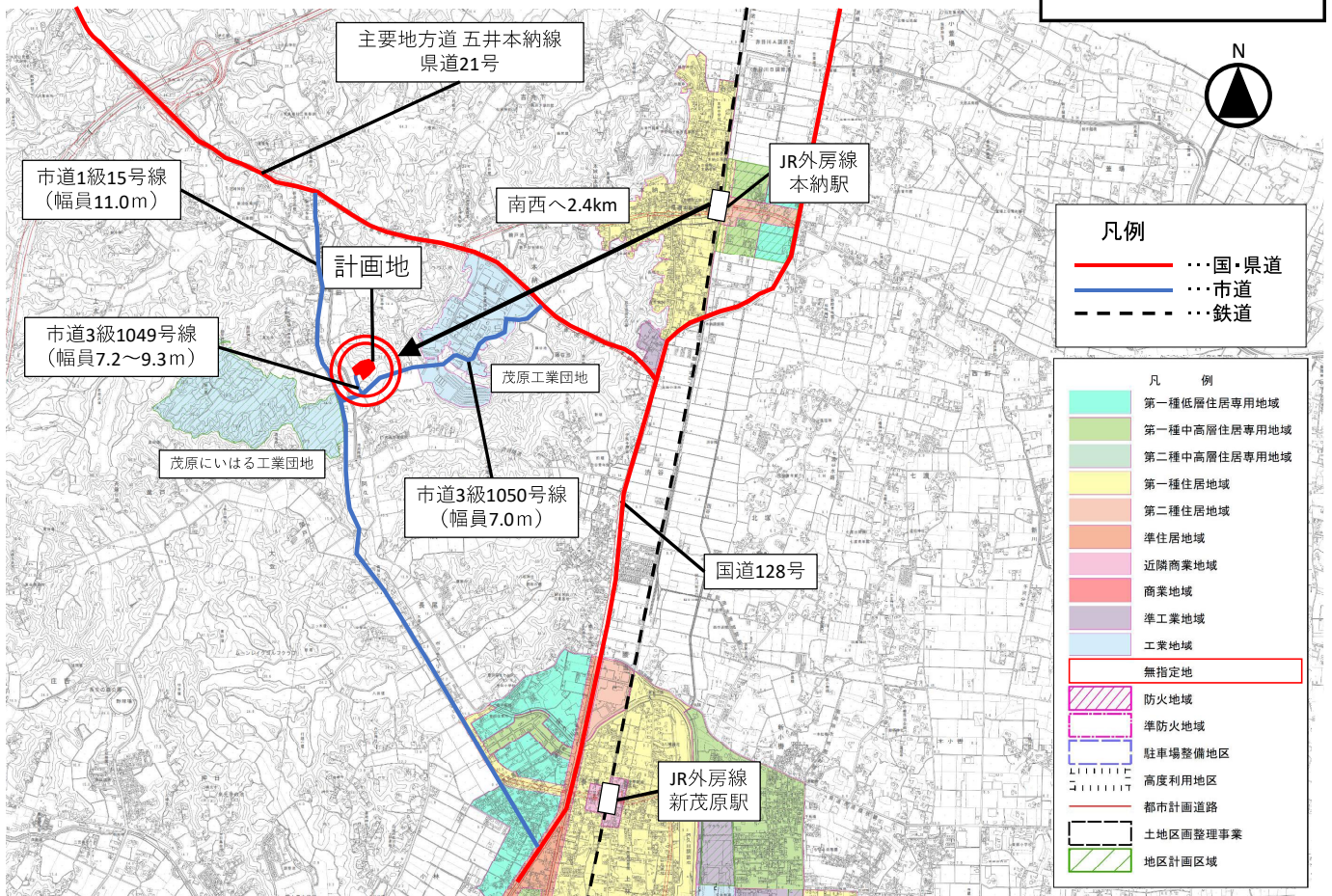
《新設》破砕施設② 木くず 118.96t/日

【参考：前回許可の処理能力との比較】

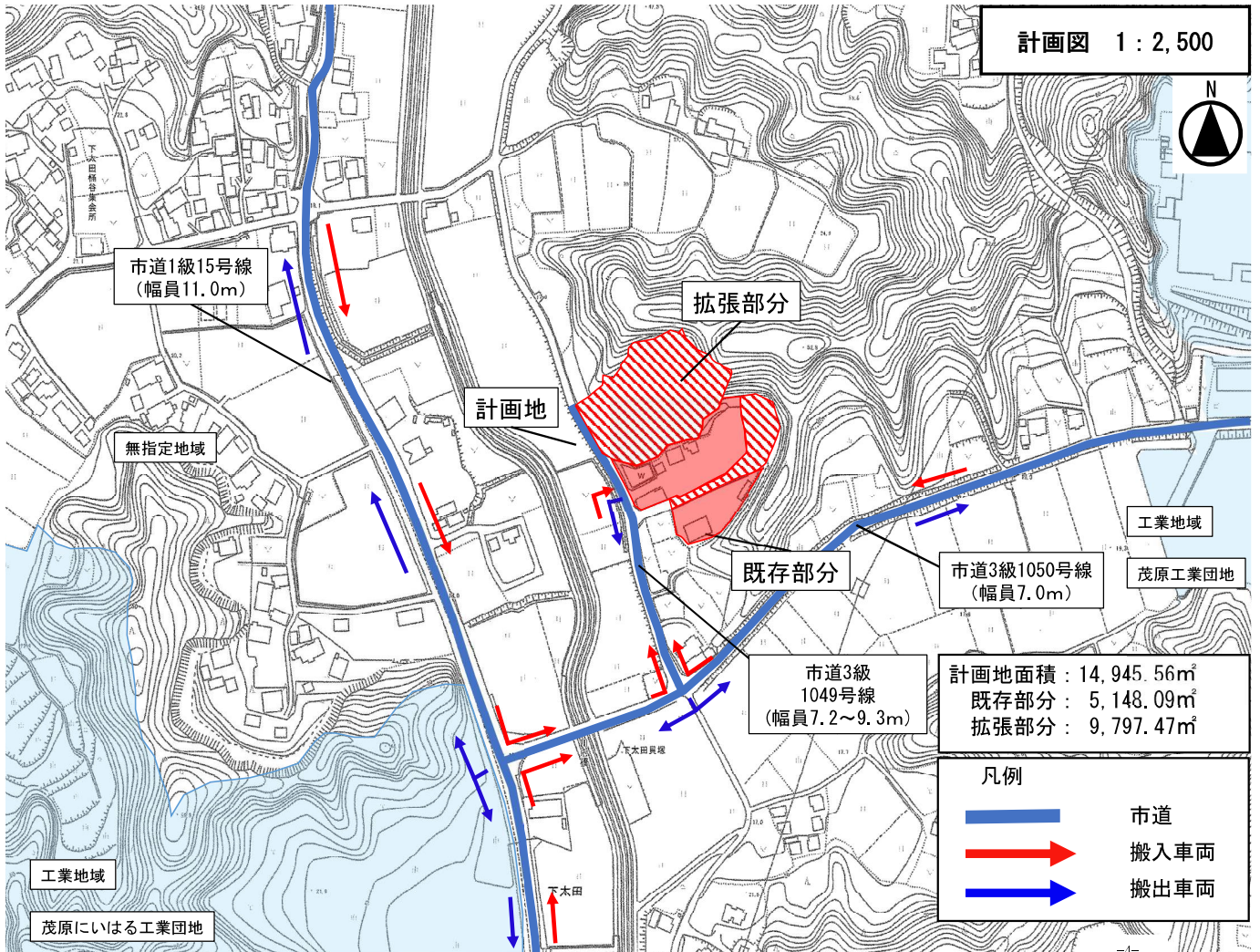
処理品目	計画処理能力計	当初許可処理能力
木くず	308.96t/日	440t/日

3 建築物 合計 11棟 (新設 4棟)

位置図 1 : 25,000



計画図 1 : 2,500



第198回千葉県都市計画審議会「第5号議案」概要

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設
(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置(茂原市)について

1 施設の概要

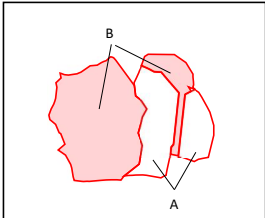
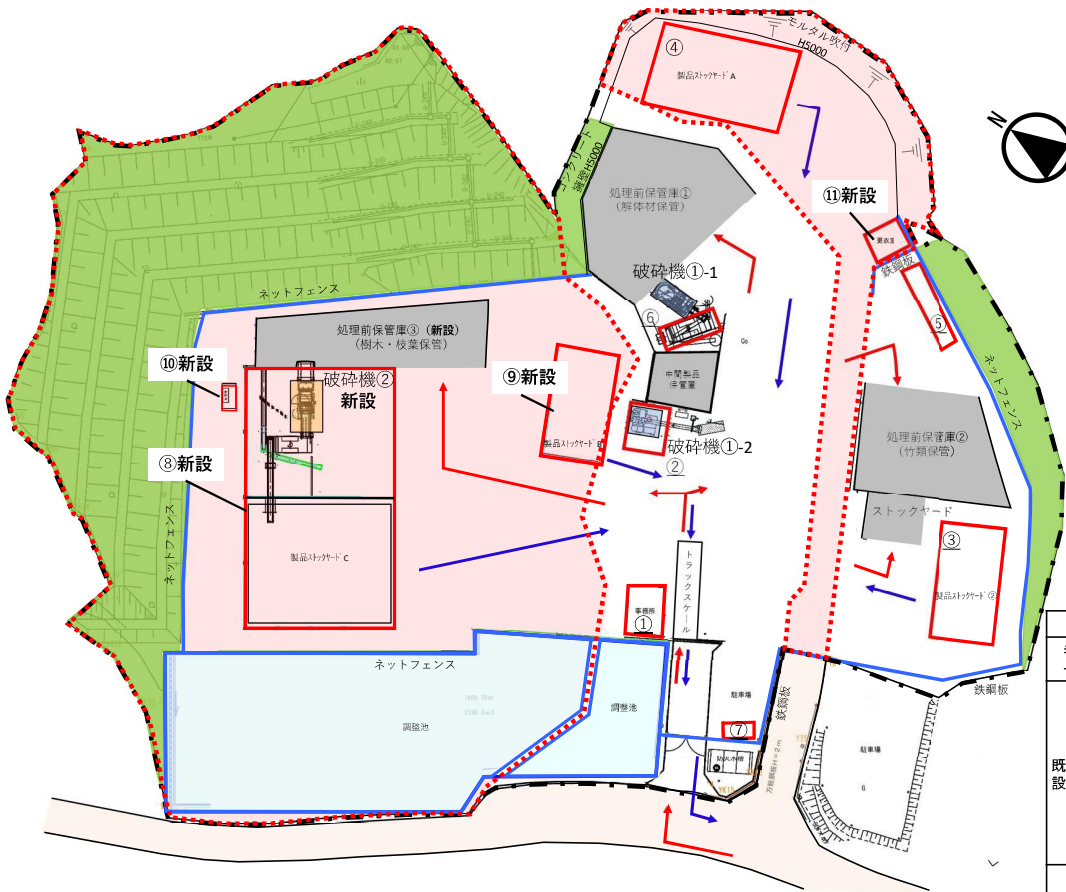
設置者	エコクリーン株式会社 代表取締役 山崎 忠一		
敷地面積	14,945.56 m ²	前面道路幅員	7.2~9.3m
計画地内の 処理施設 (計3基)	許可対象施設(産廃)		
	既設: 破砕機 (2基) 新設: 破砕機 (1基)		

2 審査指標

敷地の位置の適格性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市の都市計画と整合している。 ・ 申請地は用途地域の指定のない区域に位置している。 ・ 近傍に既決定の都市施設はない。 ・ 敷地境界から100m以内に学校、病院等がない。
搬出入計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な搬出入経路は、幅員7.0~11.0mの市道であり、車両の通行に支障がない。 (搬出入車両は1日あたり最大98台。) ・ 主要な搬出入経路に通学路の指定はない。
施設計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。 ・ 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、処理施設、駐車スペースが適切に配置されている。 ・ 敷地周囲には、人がみだりに立ち入ることができないよう高さ1.8m以上の鉄鋼板等を設置し、敷地内に緑地帯を設けることで、周辺に配慮した施設計画としている。

※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している。

配置図 1:500



拡張前A	5,148.09 m ²
拡張部分B	9,797.47 m ²
合計	14,945.56 m ²

【凡例】

---	計画地の境界線	■	処理施設(新設)	■	処理施設(既設)
—	建築物の輪郭	■	処理前保管場所(屋外)	■	緑地(3,666.39m ² 、24.5%)
→	搬入	■	調整池	■	敷地の拡張部分
→	搬出	■	フェンスH2000、鉄鋼板H2000		

番号	用途	建築面積	割合
①	管理事務所	38.88 m ²	0.260%
②	二次破砕機上屋	30.00 m ²	0.200%
③	製品ストックヤード②	180.00 m ²	1.204%
④	製品ストックヤードA	315.00 m ²	2.107%
⑤	残渣物保管庫	33.75 m ²	0.225%
⑥	ふるい機上屋	33.42 m ²	0.223%
⑦	事務所	12.89 m ²	0.086%
⑧	破砕機上屋 製品ストックヤードC	975.82 m ²	6.527%
⑨	製品ストックヤードB	168.04 m ²	1.124%
⑩	破砕機制御盤室	8.05 m ²	0.053%
⑪	更衣室	25.99 m ²	0.173%
	計	1,821.64 m ²	12.19%

環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の有無	規制基準 との 適合状況	備 考		
大気汚染	大気汚染防止法	無	-	【適用除外の理由】 大気汚染防止法に基づくばい煙等発生施設に該当しないため。		
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	-	【適用除外の理由】 特別措置法に基づくばい煙等発生施設に該当しないため。		
	茂原市環境条例	無	-	【適用除外の理由】 条例に基づくばい煙等発生施設に該当しないため。		
騒 音	騒音規制法	無	-	【適用除外の理由】 規制法に基づく、騒音規制区域に該当しない。		
	茂原市環境条例	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間8時～18時(10時間)]		
				時間帯	規制値	予測値
				朝(6～8時)	稼働しない	
				昼間(8～19時)	60db	54db
夕(19～22時)				稼働しない		
夜間(22～6時)	稼働しない					
振 動	振動規制法	無	-	【適用除外の理由】 規制法に基づく、振動規制区域に該当しない。		
	茂原市環境条例	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間8時～18時(10時間)]		
				時間帯	規制値	予測値
				朝(6～8時)	稼働しない	
				昼間(8～19時)	60db	33db
夕(19～22時)				稼働しない		
夜間(22～6時)	稼働しない					
悪 臭	悪臭防止法	無	-	【適用除外の理由】 防止法に基づく、規制区域に該当しない。		
	茂原市環境条例	無	-	【適用除外の理由】 類似施設の臭気濃度から、規制基準を満足するものと判断される。		
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	-	【適用除外の理由】 防止法に基づく「汚水又は廃液」を排出する特定施設に該当しないため。		
	茂原市環境条例	無	-	【適用除外の理由】 条例に基づく規制基準の設定なし。		